

南九州市 農業委員会だより

平成26年3月発行 南九州市農業委員会事務局



平成26年作葉たばこは種の様子（穎娃葉たばこ育苗センター）

南九州市葉たばこ振興会では、毎年、耕作者と関係機関による葉たばこのは種を行っていますが、本年のは種は、穎娃・知覧地区が1月10日に、川辺地区が1月24日に行われました。

南九州市では、平成26年産葉たばこ生産に30戸の農家が取り組みます。

平成25年産は31戸の農家により81.5ヘクタールに作付けされ、総販売代金は4億円余りになりました。6月から7月にかけて立枯れ病が発生しましたが、全体的には熟度・組織ともに良いものが生産され、平成24年産と比較すると増収となりました。

葉たばこを取り巻く環境は、喫煙規制の強化や喫煙人口の減少に加え、耕作者の減少など、依然として厳しい状況にあります。関係機関や団体で組織する南九州市葉たばこ生産振興対策協議会では、引き続き担い手農家の育成や、高反収・高品質な葉たばこの生産、効率的な生産体制の構築に取り組むこととしています。

農業委員の交代がありました！

平成26年1月1日付けで南九州市議会選任の農業委員に交代があり、担当自治会の変更がありました。新しく農業委員になった方と、担当が変更になった自治会は以下のとおりです。

農業委員の交代

旧 知覧地区 松久保 正毅 (議会選任)



新 川辺地区 深町 幸子 (議会選任)



担当自治会の変更

知覧地区 松久保 英生 …上別府 平久保 霜出
昭和 川床 善通 立山
松久保 共親

川辺地区 今市 範男 …大倉野 荒多 日吉 天神 諏訪 大山 原田 上村
下村 塩入 片平

深町 幸子 …下之口 田畑 馬場 麓 上之口 牧之田 本門 有木

～耕作放棄地・遊休農地を再生しよう！（国庫補助）～

農地が荒廃・遊休化すると、近隣の農地に迷惑をかけたり、ゴミの不法投棄が発生したり、農業担い手への農地集積等に悪影響がでるなど、さまざまな問題が発生します。事業を活用して遊休農地を解消しましょう！

○耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 … 国の補助事業

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取り組みを総合的に支援します。

内容：再生作業（雑草・雑木の除去等及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等））

・重機等を用いて委託作業を行う場合など…【1/2以内等】

・本人が作業を行う場合など…定額支援【5万円/10a ※】

※再生作業に併せて中心経営体に集約化（面積集積）する場合、助成単価を2割加算

・土づくり（2年目に必要な場合のみ）…【2万5千円/10a】

窓口：農林水産課 農政係

※その他にもさまざまな支援があります。条件等についてはお問い合わせください。

～耕作放棄地・遊休農地を再生しよう！（市単独補助）～

○遊休農地等活用条件整備事業 … 市単独事業

高齢農家や兼業農家等の所有する遊休農地又は耕作放棄地を経営基盤強化促進法等に基づき売買又は貸借をし、その農地を整備しようとする認定農業者へ支援を行います。

内容：・重機等が必要で業者委託を行う場合など…1/2以内（最大5万円/10a）

本人が作業を行う場合など…3/10以内（最大3万円/10a）

（農地の売買・貸借等を行う場合は、農業委員会の許可が必要です。）

窓口：農業委員会事務局 農地係または各分室

平成25年度実施地区（知覧町西元 上別府地区）



施工前



施工後

平成25年度実施地区（知覧町東別府 横井場地区）



施工前



施工後

農地の売買や貸し借り、宅地等への転用には 農業委員会の許可が必要です。

売買や貸し借り(農地法第3条)の主な許可基準

- ◆申請農地を含め、所有又は借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
(すべて有効利用要件)
- ◆法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと(農業生産法人要件)
- ◆申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- ◆申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること
(下限面積要件 瀬戸・知覧地区は50a、川辺地区は30a)
- ◆申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)
- ◆改正農地法の施行で、一般法人も貸借に限り許可できるようになりました。(条件付き)

農地の転用について(農地法第4条, 第5条)

- ◆自分の農地であっても、宅地や山林など農地以外に転用するとき、あるいは転用目的で売買・貸借などにより転用するときは農地法の許可が必要です。
- ◆許可を受けないで行った場合、法律上の効力がないため登記ができないばかりでなく、農地法違反として罰せられることもあります。
- ◆農地を転用するときは、必ず事前に農業委員会へ相談ください。平成26年度から、許可事務の一部が農業委員会に権限移譲されました。

許可申請書・申請受付について

- ◆申請書の受付締切は毎月末日(休日の場合は前日)となっています。
- ◆申請書様式は農業委員会事務局に備え付けてあります。

農業委員会総会開催予定について

- ◆申請内容を審議する総会は毎月20日前後に開催されます。
- ◆1月から12月までの一年分の開催計画を市ホームページに掲載しています。

標準処理期間の設定について

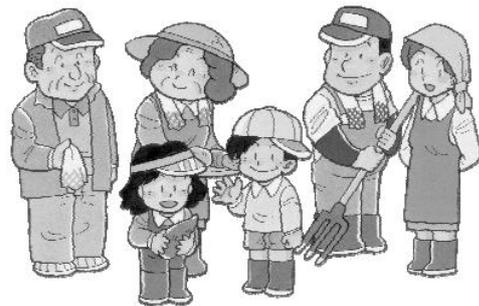
- ◆南九州市農業委員会は農地法第3条許可等の事務処理について、申請受付から許可までの標準処理期間を概ね28日と定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

農地の相続等について

- ◆平成21年12月15日に施行された「改正農地法」で、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届出が義務付けられました。

農業者年金をご存知ですか！

しっかり積み立て、
がちりサポート安心で豊かな老後を



☆農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。＜家族一人ひとりの年金を！今、女性の新規加入者が増えています。＞

☆少子高齢化時代に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的に運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

☆終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

☆税制面で大きな優遇措置があります。

支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税が節税になります（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。

将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までは非課税）されます。＜加入後の入口から出口まで税制上の優遇措置があります。＞

☆認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。＜農業の担い手の皆様への特別な支援です。＞



週刊

毎週金曜日発行

月600円 年7,200円(消費税込み)

※ 農業者年金及び全国農業新聞についてのお問い合わせは、最寄りの農業委員会まで。

～担い手への農地集積のために農地中間管理機構が設置されます～

●農地の貸し借りの新しい仕組みです！

農地中間管理機構とは

担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるため、都道府県知事が「農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる法人（都道府県の第3セクター）」を指定し、都道府県に1つ設置されます。 ※農地保有合理化法人は廃止されます。

農地中間管理事業の実施方法

農地中間管理事業の仕組みは下図のとおりですが、その実施にあたっては法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進します。農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託することになりますが、原則として全ての市町村（農業委員会を含む）に、その同意を得て業務委託するとともに、農用地利用配分計画案の作成を求めることを基本とします。

また、地域農業再生協議会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合には委託できます。



ちょっと詳しく！

① 農地中間管理権とは（※1）

農地中間管理機構は出し手から農地を借りることにより「農地中間管理権」を取得します。農地中間管理権とは農地中間管理事業の実施により受け手に貸付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する「賃借権または使用貸借による権利」、「所有権（農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けにより取得するものに限る。）」等と定義されています（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項）。

② 農用地利用配分計画とは（※2）

農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」を知事が公告することにより、農地の権利移動が行われます（農地法に基づく農業委員会の許可は不要）。これは、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付ける手続きをできるだけ簡単にする観点から設けられた仕組みです。

③ 転貸等の制限に対する民法の例外（※3）

農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行う場合は、貸主または賃貸人の承諾が必要ありません（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項）。

④ 新しい権利移動の仕組み

農地中間管理機構から受け手に対する農地の貸付けについては、法律に基づく手続きが必要であり、新たに「農用地利用配分計画の公告」による仕組みが設けられます。

従来

・農地法に基づく「農業委員会による農地法第3条許可」
・農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画の公告」

+

新

・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく「農用地利用配分計画の公告」

農地の賃借料情報

農地法の改正により、平成21年まで策定していました標準小作料制度が廃止され、年1回、直近の小作料情報をホームページ等でお知らせすることになりました。

今回は平成25年1月から12月にかけて、農地法や経営基盤強化促進法により締結された契約に基づきその結果を掲載いたします。

小作料は貸し手・借り手の双方で良く話し合うことが大事です！

【田の部】

(単位：円/10a)

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
穎娃地区	10,500	15,000	3,500	30
知覧地区	9,600	10,000	5,000	127
川辺地区	7,200	10,000	4,000	136
市平均	8,600			

【畑の部】

(単位：円/10a)

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
穎娃地区	15,200	40,000	4,000	442
知覧地区	9,500	38,400	1,000	191
川辺地区	6,000	20,000	1,000	158
市平均	12,000			

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※3 「市平均」の平均額は、各地区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。

なお、茶園の部については、畑かん水使用料や防霜ファン施設等に係る経費、貸人植栽や借人植栽など条件が統一された情報となっていないため、ばらつきが大きく見られましたので、掲載していません。

南九州市茶業振興会で策定する小作料の目安を参考に、貸し手、借り手がよく協議して決めるようにしてください。

農作業標準賃金表

平成26年度 農作業標準賃金を次のように定めたのでお知らせします。

作 業 名		単位	標準賃金	摘 要	
一 般 農 作 業		1 日	5,400 円以上	実働 8 時間	
山 林 作 業		1 日	6,500 円以上	実働 8 時間 作業労賃のみ	
ロータリー作業	田	1 回目	7,020 円	機械、燃料とも作業者持ち	
		2 回目以降	6,480 円		
		代かき	7,020 円		
	畑	4,320 円			
深耕	プ ラ ウ		10a	4,320 円	
	プ ラ ソ イ ラ		10a	4,320 円	
消毒	プ ラ ウ 消 毒		10a	4,860 円	機械、燃料とも作業者持ち 薬剤代は別
	ロ ー タ リ ー 消 毒			4,860 円	
畦 立 等	畦 立		10a	3,780 円	機械、燃料とも作業者持ち 資材代、薬剤代は別
	畦 立 マ ル チ			7,020 円	
	畦 立 マ ル チ 消 毒			8,640 円	
	マ ル チ (園 芸 作 物)			5,400 円	
肥 料 散 布		10a	3,780 円	肥料代は別	
農 薬 散 布	水 和 剤		10a	3,240 円	農薬代は別
	粉 剤			1,620 円	
甘 しょ 収 穫 等	甘 しょ つ り 切 り		10a	3,240 円	機械、燃料とも作業者持ち
	甘 しょ 掘 り			3,240 円	
	甘 しょ 掘 り (自 走 式 ハ ー ベ ス タ)			16,200 円	
田 植 え		10a	7,020 円	機械、燃料とも作業者持ち 資材代は別 コンバイン作業は刈り取りのみとし、乾燥料金は含まない	
バ イ ン ダ ー			8,640 円		
ハ ー ベ ス タ			7,560 円		
コ ン バ イ ン	水 稲		16,200 円		

※この標準賃金表には、8%の消費税が加算されています。

◎茶・菓子・昼食・夕食などの賄いは提供しないこととしています。

◎この標準賃金はあくまでも標準的な目安となるもので、乾田、湿田や整形・不整形等のほ場の条件の違いや特殊作業等については委託者、受託者双方の話し合いによって決めてください。

◎10アール未満または形状の悪いほ場は、各作業とも整備地区、未整備地区にかかわらず作業料金を加算させていただきます。また、ほ場への距離によっても加算する場合があります。

◎コンバイン刈りで、稲の倒伏や雑草等で作業に支障のある場合、作業料金を加算させていただきます。

◎一般農作業の標準賃金は、鹿児島県最低賃金を下回らないように設定していますが、年度途中で県最低賃金を下回った場合は、県最低賃金の額以上とします。